

6.12.15  
3360

解決事項

争議団側の解雇者二十名ヲ承認  
解雇手当トシテ一千五百三十円ヲ封金トシ支給ス

④ 工印造袋工場争議 (一〇一キ一(一三三))

大阪市東区曙町一三三

労働者 二八名

参加者 一九名

事業不振ノ為メ従業員官般ニ不安ノ色アリ先月十月初頭ヨリ  
工場縮小又ハ他ニ移轉等、噂ヲ生ジタニ因リ、俄ニ終業キ嘆願書  
ヲ提出セシニヨリ十月十六日争議ニ入り、先月轉送結果長  
及相停業員等協力斡旋ノ結果十月二十五日ニ至リ別段  
条件通リ解決ス

要本事項

労務局ニ報告ス

最低賃金ヲ二角ニ付トスルニト

労働者手当ハ十割返付互割増ス

X V